

カナダ税法の改正点・ 日本の動向

Japanese Services Group
November 22, 2013

目次

トピック

- カナダ税法の改正点

- 法人税率

- 特定資産の早期償却

- 鉱山資産に関する加速度償却の段階的廃止

- 生産前採掘開発費の税務上の取り扱いの変更

- 海外所得確認書（T1135）に関する改正

- 過小資本税制に関する改正

- 日本の動向

- IFRSをめぐる日本の最新動向

- 日本の消費税率引き上げについて

カナダ法人税法の改正点



法人税率－法人所得税

		2009	2010	2011	2012	2013	2014	
連邦	一般・ 製造業	19.00	18.00	16.50	15.00	15.00	15.00	
オンタリオ州	一般	14.00	14.00 /12.00	12.00 /11.50	11.50	11.50	11.50	*2
	製造業	12.00	12.00 /10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	*2
ブリティッシュ・ コロンビア州	一般	11.00	10.50	10.00	10.00	10.00/ 11.00	11.00	*3
	製造業	11.00	10.50	10.00	10.00	10.00/ 11.00	11.00	*3
ケベック州		11.90	11.90	11.90	11.90	11.90	11.90	

*1 税率は%表示

*2 “/”がある年はその年の7月1日付けで軽減税率適用開始

*3 “/”がある年はその年の4月1日付けで新税率適用開始

特定資産の早期償却(Class 29)

- 2013年までの予定で時限的に制定されていた**製造もしくは加工のための機械装置**に対する**50% (定額法)**の加速度償却に関する税制優遇策をさらに**2年追加で延長**
- この延長により、2014年もしくは2015年中に購入した機械装置にも適用
- 例えば、\$10,000の機械を購入した場合、初年度はハーフィヤールールに基づき\$2,500の償却、2年目は\$5,000の償却、3年目は残りの\$2,500が償却額となる。
- このルールが適用されない場合は、30%の定率法を使用して9年間で償却される。

鉱山資産に関する加速度償却の段階的廃止

- 大部分の鉱山資産に（通常の25%定率法に加えて）適用可能な追加の加速度償却制度が、暦年の2017年度から2020年度にかけて段階的に廃止される。
- 2021年以降購入の鉱山資産には、通常の25%定率法が適用される。
- 2017年以降は、追加の加速度償却部分につき下記表に記載された%を乗じた減価償却費額を計算することになる。

移行スケジュール

年度	2013-2016	2017	2018	2019	2020	2021以降
%	100%	90%	80%	60%	30%	—

生産前採掘開発費の税務上の取り扱いの変更

- 2015年度より、生産前採掘開発費の税務上の取り扱いが、一部例外（※）を除いて、発生した年度に全額控除できるカナダ探鉱費用（Canadian exploration expenses (CEE)）から、30%の定率法により控除可能なカナダ開発費（Canadian development expenses (CDE)）に段階的に移行
- 2018年度以降は全額がCDEとして取り扱われる。移行スケジュールは以下のとおり。

移行スケジュール						
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018以降
カナダ探鉱費用（100%償却可能）	100%	100%	80%	60%	30%	—
カナダ開発費（30%定率法で償却）	—	—	20%	40%	70%	100%

（※）一部のbituminous sands 鉱脈もしくはoil shale鉱脈に関する例外あり、詳しくは担当者までお問い合わせください。

海外所得確認書（T1135）に関する改正

- 2013年度以降、電子申請を含めた海外所得確認書（T1135フォーム）に関する改正
- 特定の国外資産に関するより詳細な情報の報告が求められることとなった。
- 以下の場合には、通常の課税年度の再査定期間が3年間延長される。
 - 納税者が確定申告において特定の国外資産からの所得を報告しなかった
 - 且つ、T1135フォームの申告が遅れるもしくは特定の国外資産を当フォームに正しく記載しなかった
- 2013年3月21日以降に終了する税務事業年度より適用される

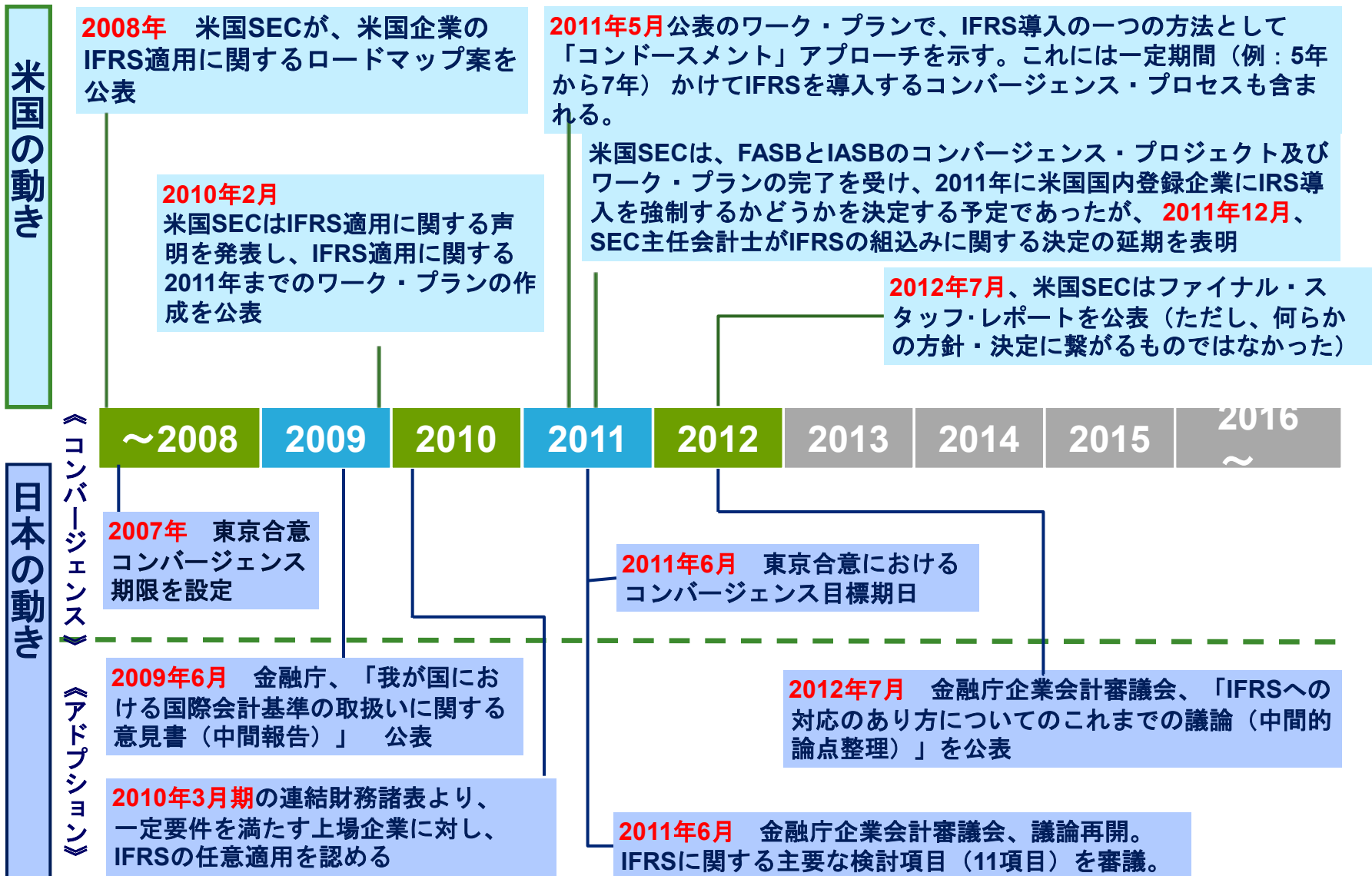
過小資本税制に関する改正

- 2014年度以降、カナダ居住の信託、カナダで事業を行う非居住者企業及び同非居住信託にまで過少資本税制の範囲を拡大
- 上記企業が出資しているパートナーシップにも適用
- **カナダで支店形式でビジネスを行っている企業にも適用されることになるため注意が必要**
- 支店のタックスリターン作成の際、資本の部を算定する場合には、3対5の負債・資産比率が使用される。
- 資本負債比率については引き続き、1対1.5が適用

IFRSを巡る日本の最近の動向



1. 日本及び米国におけるIFRSをめぐる動向 (1/2)



2. 日本及び米国におけるIFRSをめぐる動向 (2/2)

米国の動き

日本の動き



2013年3月
企業会計審議会の議論を再開

2013年6月
自民党は、任意適用の拡大を盛り込んだ「国際会計基準への対応についての提言」を公表

2013年6月
金融庁企業会計審議会は「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」を公表

2013年7月
企業会計基準委員会(ASBJ)は、IFRSのエンドースメント手続に関する議論を開始

2013年8月
金融庁「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表

3. これまでの金融庁の動向

2009.6.30	2009.12.11	2011.6.21	2012.7.2	2013.6.19	2013.8.26
<p>「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を公表</p> <p>連結財務諸表規則等の改正案公表</p>	<p>一部改正された連結財務諸表規則等が施行</p> <p>IFRS連結財務諸表ひな型公表(2009.12.18)</p>	<p>自見庄三郎金融担当大臣の談話「IFRS適用に関する検討について」を公表</p>	<p>「IFRSへの対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」を公表</p>	<p>「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」を公表</p>	<p>「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表</p>
<p>我が国のIFRS導入に向けての方針展望確定</p> <p>任意適用会社の要件等の案を提示</p> <p>結果的に米国へ先駆けて展望(ロードマップ)を策定したことは画期的</p>	<p>任意適用会社がIFRS連結財務諸表を作成する場合の用語、様式、及び作成方法を制定</p> <p>日本電波工業(株)がわが国初のIFRS任意適用会社となる</p>	<p>2015年3月期の強制適用の可能性を否定</p> <p>仮に強制適用する場合も、決定から少なくとも5年から7年程度の準備期間が必要</p> <p>2016年3月までの米国基準の使用期限を撤廃</p>	<p>2011年6月以降の主な議論を整理</p> <p>現時点では、最終的な結論はなく、更なる議論の継続が必要、今後とも、会計基準の国際的な調和に向け努力を継続することを言及</p>	<p>IFRSの任意適用要件の緩和や、IFRSの適用の方法として「エンドースメントされたIFRS」を新たに導入することのほか、金融商品取引法上の単体開示の簡素化について言及</p>	<p>連結財務諸表規則等の改正</p> <p>「当面の方針」を踏まえ、IFRSの任意適用が可能な会社の要件を、IFRSに基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保する取組・体制整備のみとする。</p>

4. 「IFRSへの対応のあり方に関する当面の方針」の主な内容 (1/2)

2013年6月19日、企業会計審議会は「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表し、今後の我が国における財務報告制度の当面の方向性が示された。主なポイントは以下のとおりである。

任意適用要件の緩和

以下の現行のIFRSの任意適用要件から、**1.と3.を撤廃する**。

- ~~1. 上場していること~~
2. IFRSによる連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしていること
- ~~3. 国際的な財務活動又は事業活動を行っていること~~

IFRSの適用の方法

- 現時点では、IASBが策定した全ての基準がそのまま「指定国際会計基準」とされている（「ピュアなIFRS」）。
- ピュアなIFRSのほかに、「あるべきIFRS」あるいは「我が国に適したIFRS」といった観点から、**エンドースメント（自国基準へのIFRSの取込み手続）の仕組みを設ける**ことが有用である。（エンドースメントについては次頁参照）

5. IFRSへの対応のあり方に関する当面の方針」の主な内容 (2/2)

「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」では、IFRS適用の方法として、エンドースメント（自国基準へのIFRSの取込み手続）の仕組みを設けることが提案されている。主なポイントは以下のとおりである。

具体的なエンドースメントの手続

- まず会計基準の策定能力を有するASBJにおいて検討を行う。
- 現行の日本基準と同様に、ASBJが検討した個別基準について、当局が指定する方式が適当である。

IFRSの個別基準をエンドースメントする際の判断規準としては、公益及び投資家保護の観点から、例えば、以下の点を勘案すべきである。

- 会計基準に係る基本的な考え方
- 実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
- 周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）等

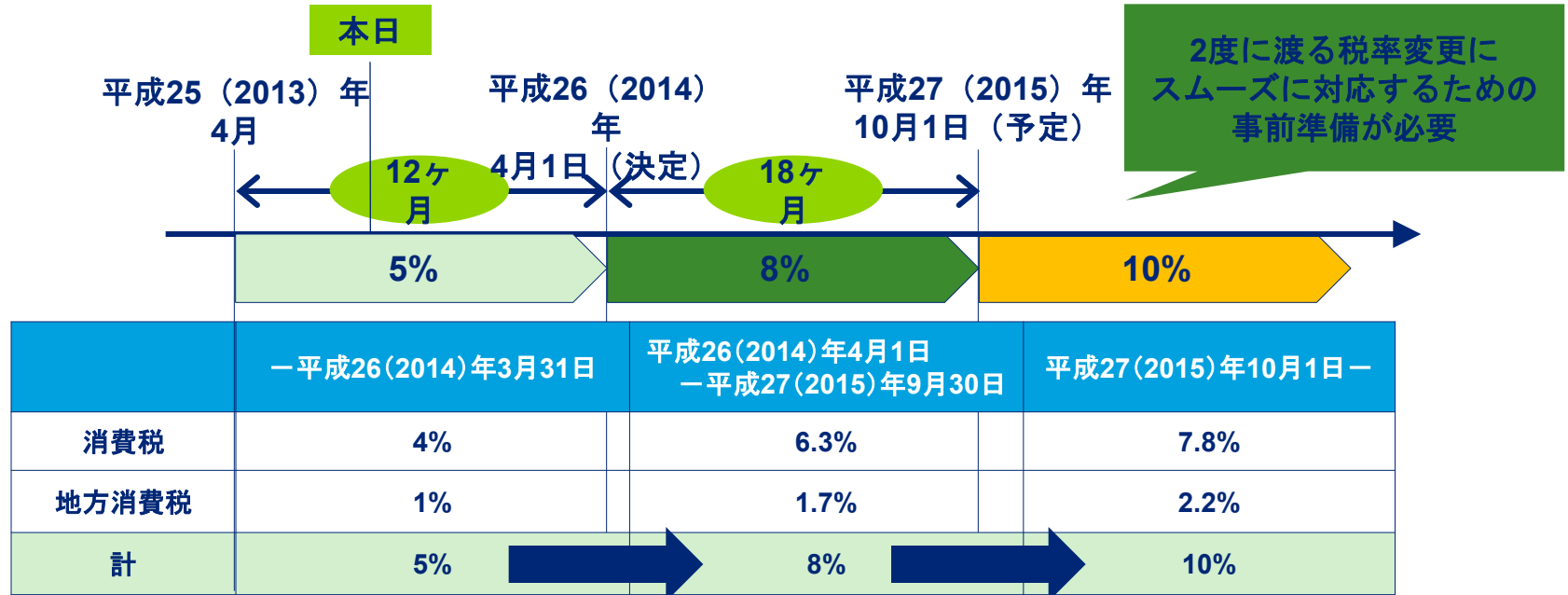
我が国の国益も勘案しつつ、単一で高品質な会計基準の策定という目標を達成する観点から、削除または修正する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきである。

日本の消費税率引き上げについて



税率引き上げの概要

5%から10%へ段階的引き上げ



現時点における主要な政策の動向

要件を満たす取引に
経過措置適用

経過措置適用の
検討が必要

✓ 10%引き上げ時の軽減税率導入 (平成25年度税制改正大綱)

「導入のために協議すべき議題」として、「対象、品目 / 軽減する消費税率 / 財源の確保 / インボイス制度など区分経理のための制度の整備 / 中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解」等が挙げられている。本年12月予定の平成26年度与党税制改正決定時まで結論を出す予定。

✓ 転嫁対策を推進 (措置法案の閣議決定)

3月22日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案」が閣議決定され、平成29年3月末までの時限立法として、今国会での成立が目指されている。大規模小売事業者及び特定供給事業者から継続して商品または役務の供給を受ける法人事業者が、減額・買いたたき、購入強制・役務の利用強制することを禁止する

消費税率が2014年4月1日から8%にアップすることが決定しました。2015年3月期に向けて、複数税率の対応や損税対応が必要になると考えられます。

消費税率の段階的引き上げ

- 消費税率が2014年4月1日から8%にアップすることが2013年10月1日決定されました。
- 原則として、8%の消費税率は、2014年4月1日（新税率施行日）以後に計上される売上に適用されます。

新税率8%が適用されるもの

- 契約日が2013年10月1日以後の契約等で、2014年4月1日以降にその売上が計上されるもの。

旧税率5%が継続して適用されるもの

- 2014年3月31日までに業務が完了する契約等。
- 経過措置の適用がある契約等*

*経過措置が適用される取引には、旧税率5%が適用されます。

2015年3月期から、経過措置の適用がある取引の旧税率5%消費税と、経過措置の適用がない取引（例：契約日が10/1以降の契約による売上）の新税率8%消費税という**複数の税率が混在することになります**。また、適正に新税率の消費税を転嫁できない場合には、**損税が発生する恐れ**があります。

損税が発生する仕組み （例：経過措置適用のない請負契約）

旧税率5%の時期に請負契約の締結

ある請負業務において、旧税率5%の時期である2013年10月に契約が締結される。相手方では当該契約に5%の税率が適用されるものと認識される。

5%消費税込の前受金の発生

当該契約に係る前受金については、旧税率5%を請求書に明記し、その受領は5%消費税込で行われる。

8%施行日以後の業務完了及び請求書発行

業務完了時期が新税率施行日以降のため、8%の課税取引となるが、実際には5%の消費税しか請求していない（請求できない）ため、3%分は持ち出しとなる（収入の減少）。

Question ?



Disclaimer

This publication contains general information only and Deloitte is not, by means of this publication, rendering accounting, business, financial, investment, legal, tax, or other professional advice or services. This publication is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor.

Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this publication.

留意事項: 当プレゼンテーションにて説明した基準及び事例は一般的な概要・傾向であり、実際の会計処理は個々の状況を鑑みた詳細な検討が必要となります。



Deloitte, one of Canada's leading professional services firms, provides audit, tax, consulting, and financial advisory services. Deloitte LLP, an Ontario limited liability partnership, is the Canadian member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited. Deloitte operates in Quebec as Deloitte s.e.n.c.r.l., a Quebec limited liability partnership.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.